

大分県土木工事検査必携

令和5年10月

大 分 県

現行【R4.10】

大分県建設工事検査基準の適用

にあたっての留意事項

今回の「大分県建設工事検査基準」は、令和4年10月1日改訂の「土木工事の施工管理基準及び規格値」を基にした規格値等で検査基準を作成しています。

- 令和4年10月1日以降起工の工事については、改訂後の「大分県建設工事検査基準」を適用して下さい。また、以前の工事については旧検査基準の適用をお願いします。

改訂【R5.10】

大分県建設工事検査基準の適用

にあたっての留意事項

今回の「大分県建設工事検査基準」は、令和5年10月2日改訂の「土木工事の施工管理基準及び規格値」を基にした規格値等で検査基準を作成しています。

- 令和5年10月2日以降起工の工事については、改訂後の「大分県建設工事検査基準」を適用して下さい。また、以前の工事については旧検査基準の適用をお願いします。

現行【R4.10】

編	章	節	条	技 番	工 種	検 査 項 目		規 格 値		検 査 箇 所		備 考				
						検 査 項 目	規 格 値	割 合	最 少 箇 所 数							
1 2 1 共 通 編	4 道 路 土 工	3 4	2	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認 ※土羽打がある場合に適 用					
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190							
						厚 さ	t	※ -30	随 時			随 時				
					3 無 筋 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7	4		組立て	平 均 間 隔		d	± φ	随 時	随 時	管理資料により確認 φは鉄筋径
										か ぶ り		t	± φかつ 最小かぶり 以上			

改訂【R5.10】

編	章	節	条	技 番	工 種	検 査 項 目		規 格 値		検 査 箇 所		備 考				
						検 査 項 目	規 格 値	割 合	最 少 箇 所 数							
1 2 1 共 通 編	4 道 路 土 工	3 4	2	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	1 工事につき 1 断面	管理資料により確認 ※土羽打がある場合に適 用					
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190							
						厚 さ	t	※ -30	随 時			随 時				
					3 無 筋 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7	4		組立て	平 均 間 隔		d	± φ	随 時	随 時	管理資料により確認 φは鉄筋径
										か ぶ り		t	設計かぶり± φ かつ 最小かぶり 以上			

現行【R4.10】

(特)：図面及び特記仕様書

編 号	章 節	技 術 種	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
						割 合	最 少 箇 所 数	
4 港 湾 編	3 一 般 施 工	7	ケーソン掘付 (防波堤)	(2000 t未満)	200以下	随	時	管理資料により確認
				目地間隔	300以下			
				(2000 t以上)	±200			
				目地間隔	±300			
				法線の出入				
				(2000 t以上)				
	法線の出入							
	天端高							
	延長							
	8 本 体 工 (ブ ロ ッ ク 式)	2	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	幅	+20 -10	随	時	管理資料により確認
				高さ	+20 -10			
				長さ	+20 -10			
壁厚				±10				
対角線				±30				
対角線				±30				
3	ブロック掘付 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	法線に対する出入り	±50	随	時	管理資料により確認		
		隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50以下 直消、方塊 30以下					
		天端高						
		延長						
		延長						
		延長						
12 本 体 工 (コ ン ク リ ー ト 矢 板 式)	2	コンクリート矢板	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	随	時	管理資料により確認	
			矢板法線に対する出入	±100				
			矢板法線に対する傾斜	2/100以下				
			矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下				
			矢板天端高	±50				
			矢板継手部の離脱					
15 被 覆 ・ 根 固 工	2	被覆及び根固め (被覆石工)	延長	+規定しない -200	随	時	管理資料により確認	
			天端均し	±50 岸壁前面 +0 -200				
			天端幅	+規定しない -200				
			法部均し	(斜面に直角) ±500				
			法部均し	(斜面に直角) ±500				
			法部均し	(斜面に直角) ±500				
4	被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異形ブロック 掘付面の高さ(層積)	±300	随	時	管理資料により確認		
		異形ブロック 掘付面の高さ(乱積)	±500					
		天端幅	+規定しない -200					
		天端幅	+規定しない -200					
		天端幅	+規定しない -200					
		天端幅	+規定しない -200					
16 上 部 工	2 3	防波堤上部工	(天端幅10m以下)		随	時	管理資料により確認	
			延長	+規定しない -0				
			天端幅	±30				
			法線に対する出入	±50				
			天端高さ	±20				
			天厚	±20				
	(天端幅10mを超える)		随	時	管理資料により確認			
	延長	+規定しない -0						
	天端幅	+50 -30						
	法線に対する出入	±50						
	天端高さ	+50 -20						
	天厚	-20						

改訂【R5.10】

(特)：図面及び特記仕様書

編 号	章 節	技 術 種	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
						割 合	最 少 箇 所 数	
4 港 湾 編	3 一 般 施 工	7	ケーソン掘付 (防波堤)	(2000 t未満)	200以下	随	時	管理資料により確認
				目地間隔	300以下			
				(2000 t以上)	±200			
				目地間隔	±300			
				法線の出入				
				(2000 t以上)				
	法線の出入							
	天端高							
	延長							
	8 本 体 工 (ブ ロ ッ ク 式)	2	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	幅	+20 -10	随	時	管理資料により確認
				高さ	+20 -10			
				長さ	+20 -10			
壁厚				±10				
対角線				±30				
対角線				±30				
3	ブロック掘付 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	法線に対する出入り	±50	随	時	管理資料により確認		
		隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50以下 直消、方塊 30以下					
		天端高						
		延長						
		延長						
		延長						
12 本 体 工 (コ ン ク リ ー ト 矢 板 式)	2	コンクリート矢板	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	随	時	管理資料により確認	
			矢板法線に対する出入	±100				
			矢板法線に対する傾斜	2/100以下				
			矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下				
			矢板天端高	±50				
			矢板継手部の離脱					
15 被 覆 ・ 根 固 工	2	被覆及び根固め (被覆石工)	延長	+規定しない -200	随	時	管理資料により確認	
			天端均し	±500 異形ブロック 掘付面(整積) +300 岸壁前面 +0 -200				
			天端幅	+規定しない -200				
			法部均し	(斜面に直角) ±500				
			法部均し	(斜面に直角) ±500				
			法部均し	(斜面に直角) ±500				
4	被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異形ブロック 掘付面の高さ(層積)	±300	随	時	管理資料により確認		
		異形ブロック 掘付面の高さ(乱積)	±500					
		天端幅	+規定しない -200					
		天端幅	+規定しない -200					
		天端幅	+規定しない -200					
		天端幅	+規定しない -200					
16 上 部 工	2 3	防波堤上部工	(天端幅10m以下)		随	時	管理資料により確認	
			延長	+規定しない -0				
			天端幅	±30				
			法線に対する出入	±50				
			天端高さ	±20				
			天厚	±20				
	(天端幅10mを超える)		随	時	管理資料により確認			
	延長	+規定しない -0						
	天端幅	+50 -30						
	法線に対する出入	±50						
	天端高さ	+50 -20						
	天厚	-20						

編 号	章 節	技 術	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考																
						割 合	最 少 箇 所 数																	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設土工	仮設道路工 (開設、補修工)	基準高 ∇	± 100	随	時	随	時	管理資料により確認														
				幅 $W(W_1, W_2)$	-100																			
				延長(測点間) l	-400																			
				法長 ϕ	切土						-400													
					盛土						-200													
				路面工	幅 w						-100													
					厚 t						-10													
				その他構造物等							各規格値による													
				12 森林土木編	3 道路土工						3 中心線	中心線	I P 角 誤 差	交角 $\pm 0^\circ 30'$ 以内	随	時	随	時	管理資料により確認					
														IP間距離						$\leq 40m$	± 200			
																				$> 40m$	$\pm 0.5\%$			
													横断形	基準高 ∇						± 50	随	時	随	時
幅 $W(W_1, W_2)$	-100																							
延長(測点間) L	-200																							
$\phi < 5m$ (切土)	-200																							
	法長 ϕ	$\geq 5m$ (切土) 設計法長の-4%																						
$\phi < 5m$ (盛土)	-100																							
	法長 $s\phi$	$\geq 5m$ (盛土) 設計法長の-2%																						
3 林道土工	3 道路土工	路盤工	厚 さ t			-10%	随	時	随	時				管理資料により確認										
			幅 W			-50																		
			コンクリート路面工	厚 さ t	-10																			
		幅 W	-25																					
		4 排水施設	5 流末工	長 さ l	-100	随					時	随			時	管理資料により確認								
				幅 b	-50																			
高 さ h	-10																							
洗越工	長 さ L	-200	随	時	随	時	管理資料により確認																	
	幅 b	-30																						
	高さ(厚さ) h, t	-50																						
6 側溝工(素堀)	高 さ h	-50	随	時	随	時	管理資料により確認																	
	幅 b	-50																						
	延 長 L	最小-0.1% 最大-200																						
3 沢間工事	3 沢間工事	コンクリートダム本体工 (堰堤工・谷止工・床固工) コンクリート副ダム工	基準高 ∇	± 30	随	時	随	時	管理資料により確認															
			堰高 ∇	+30																				
			幅	天端部 W_1, W_2						-30														
				堰幅 W_2						-30														
			水通し幅 L_6, L_7	+100 -0																				
			堰長 $L_1 \sim L_5$	-100																				
		側壁工	基準高 ∇	± 30	随	時	随	時	管理資料により確認															
			幅 w_1, w_2	-30																				
			長 さ L	-100																				
		水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)	基準高 ∇	± 30	随	時	随	時	管理資料により確認															
			幅 W	-100																				
			厚 さ t	-30																				
延 長 L	-100																							

編 号	章 節	技 術	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考														
						割 合	最 少 箇 所 数															
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設土工	仮設道路工 (開設、補修工)	基準高 ∇	± 100	随	時	随	時	管理資料により確認												
				幅 $W(W_1, W_2)$	-100																	
				延長(測点間) l	-400																	
				法長 ϕ	切土						-400											
					盛土						-200											
				路面工	幅 w						-100											
					厚 t						-10											
				その他構造物等							各規格値による											
				12 森林土木編	3 道路土工						3 中心線	中心線	I P 角 誤 差	交角 $\pm 0^\circ 30'$ 以内	随	時	随	時	管理資料により確認			
														IP間距離						$\leq 40m$	± 200	
																				$> 40m$	$\pm 0.5\%$	
													横断形	基準高 ∇						± 50	随	時
幅 $W(W_1, W_2)$	-100																					
延長(測点間) L	-200																					
$\phi < 5m$ (切土)	-200																					
	法長 ϕ	$\geq 5m$ (切土) 設計法長の-4%																				
$\phi < 5m$ (盛土)	-100																					
	法長 $s\phi$	$\geq 5m$ (盛土) 設計法長の-2%																				
2 掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	随			時	随	時	1 工事につき 1 断面													
	平場	標高較差 ± 50								± 150												
	法面 (小段含む)	水平 または 標高較差		± 70	± 160																	
		天端		標高較差	-50 -150																	
	3 盛土工 (面管理の場合)	平均値		個々の計測値	随					時	随	時		1 工事につき 1 断面								
		天端		標高較差									-50 -170									
4割く勾配		標高較差	-50 -170																			
		法面 (削り勾配 小段含む)	標高較差	-60 -170																		
※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さXをX割と表したものを。																						
12 森林土木編		3 道路土工	3 中心線	中心線		I P 角 誤 差	交角 $\pm 0^\circ 30'$ 以内	随	時				随		時	管理資料により確認						
	IP間距離				$\leq 40m$		± 200															
					$> 40m$		$\pm 0.5\%$															
	横断形				基準高 ∇	± 50	随			時	随	時		管理資料により確認								
					幅 $W(W_1, W_2)$	-100																
					延長(測点間) L	-200																
					$\phi < 5m$ (切土)	-200																
						法長 ϕ											$\geq 5m$ (切土) 設計法長の-4%					
					$\phi < 5m$ (盛土)	-100																
						法長 $s\phi$											$\geq 5m$ (盛土) 設計法長の-2%					
					2 掘削工 (面管理の場合)	平均値											個々の計測値	随	時	随	時	1 工事につき 1 断面
						平場											標高較差 ± 50					
法面 (小段含む)		水平 または 標高較差	± 70	± 160																		
		天端	標高較差	-50 -150																		
3 盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	随		時		随	時				1 工事につき 1 断面									
	天端	標高較差	-50 -170																			
	4割く勾配	標高較差	-50 -170																			
		法面 (削り勾配 小段含む)	標高較差		-60 -170																	
	※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さXをX割と表したものを。																					
	12 森林土木編	3 道路土工	3 路盤工		厚 さ t		-10%			随	時	随		時	管理資料により確認							
幅 W				-50																		
コンクリート路面工				厚 さ t	-10																	
				幅 W	-25																	
				4 排水施設	5 流末工	長 さ l	-100	随	時				随			時	管理資料により確認					
幅 b						-50																
高 さ h						-10																
洗越工				長 さ L	-200	随	時	随	時				管理資料により確認									
				幅 b	-30																	
				高さ(厚さ) h, t	-50																	
6 側溝工 (素堀)				高 さ h	-50	随	時	随	時				管理資料により確認									
				幅 b	-50																	
	延 長 L	最小-0.1% 最大-200																				

現行【R4.10】

(特)：図面及び特記仕様書

編 号	章 節	支 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
						割 合	最 少 箇 所 数	
13 漁港 築港 編	7 ケーソン 掘付 工	1 2 3 4 5 6 7	ケーソン掘付 (防波堤)	(2000 t未満) 目地間隔	200以下	随	時	管理資料により確認
				(2000 t以上) 目地間隔	300以下			
				(2000 t未満) 法線の出入	±200			
				(2000 t以上) 法線の出入	±300			
				天端高				
				延長				
				壁厚				
	8 本体工 (ブロック式)	2 1 2 3 4	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	幅	+20 -10	随	時	管理資料により確認
				高さ	+20 -10			
				長さ	+20 -10			
				壁厚	±10			
	3	ブロック掘付 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	法線に対する出入り	±50	随	時	管理資料により確認	
			隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50以下 直消、方塊 30以下				
天端高								
12 本体工 (コンクリート 矢板式)	2	コンクリート矢板	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	随	時	管理資料により確認	
			矢板法線に対する出入	±100				
			矢板法線に対する傾斜	2/100以下				
			矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下				
			矢板天端高	±50				
			矢板継手部の離脱					
			延長					
15 被覆・ 根固工	2	被覆及び根固め (被覆石工)	延長	+規定しない -200	随	時	管理資料により確認	
			天端均し	±50 岸壁前面 +0 -200				
			天端幅	+規定しない -200				
	4	被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異形ブロック 掘付面の高さ(層積)	±300	随	時	管理資料により確認	
			異形ブロック 掘付面の高さ(乱積)	±500				
16 上部工	2 3	防波堤上部工	(天端幅10m以下)		随	時	管理資料により確認	
			延長	+規定しない -0				
			天端幅	±30				
			法線に対する出入	±50				
			天端高さ	±20				
	(天端幅10mを超える)		随	時	管理資料により確認			
	延長	+規定しない -0						
	天端幅	+50 -30						
	法線に対する出入	±50						
	天端高さ	+50 -20						

改訂【R5.10】

(特)：図面及び特記仕様書

編 号	章 節	支 番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 箇 所		備 考
						割 合	最 少 箇 所 数	
13 漁港 築港 編	7 ケーソン 掘付 工	1 2 3 4 5 6 7	ケーソン掘付 (防波堤)	(2000 t未満) 目地間隔	200以下	随	時	管理資料により確認
				(2000 t以上) 目地間隔	300以下			
				(2000 t未満) 法線の出入	±200			
				(2000 t以上) 法線の出入	±300			
				天端高				
				延長				
				壁厚				
	8 本体工 (ブロック式)	2 1 2 3 4	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	幅	+20 -10	随	時	管理資料により確認
				高さ	+20 -10			
				長さ	+20 -10			
				壁厚	±10			
	3	ブロック掘付 (L型、セルラー、方塊直立 消波)	法線に対する出入り	±50	随	時	管理資料により確認	
			隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50以下 直消、方塊 30以下				
天端高								
12 本体工 (コンクリート 矢板式)	2	コンクリート矢板	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	随	時	管理資料により確認	
			矢板法線に対する出入	±100				
			矢板法線に対する傾斜	2/100以下				
			矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下				
			矢板天端高	±50				
			矢板継手部の離脱					
			延長					
15 被覆・ 根固工	2	被覆及び根固め (被覆石工)	延長	+規定しない -200	随	時	管理資料により確認	
			天端均し	±500 異形ブロック 掘付面(整積) +300 岸壁前面 +0 -200				
			天端幅	+規定しない -200				
	4	被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異形ブロック 掘付面の高さ(層積)	±300	随	時	管理資料により確認	
			異形ブロック 掘付面の高さ(乱積)	±500				
16 上部工	2 3	防波堤上部工	(天端幅10m以下)		随	時	管理資料により確認	
			延長	+規定しない -0				
			天端幅	±30				
			法線に対する出入	±50				
			天端高さ	±20				
	(天端幅10mを超える)		随	時	管理資料により確認			
	延長	+規定しない -0						
	天端幅	+規定しない -30						
	法線に対する出入	+50 -50						
	天端高さ	+50 -20						

現行【R4.10】

改訂【R5.10】

事項	項目	内容
設計書	工事中止	・中止理由、期間。
	指示・承諾・協議書	・変更に至る経緯。 ・変更指示と変更内容の整合。
請負契約関係	契約に係る提出書類	<p>① 現場代理人及び主任技術者選任(変更)通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が3,500万円以上の場合、主任技術者の専任。 ・下請総金額が4,000万円以上の場合、監理技術者の設置。 ・監理技術者資格証の写し、有効期限の確認。 <p>② 下請計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が4,000万円以上の場合、下請計画書の提出。 ・下請総金額が4,000万円以上の場合、受注者は特定建設業の許可を受けているか。 <p>③ 建設業退職共済制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証紙の購入枚数、購入日が適切か。 ・証紙が適切に配布され管理されているか。(下請業者を含む)受払簿にて確認。 <p>④ 施工体制台帳・施工体系図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請契約を行った工事については下請金額に関係なく施工体制台帳が作成され、その写しが提出がされているか。 ・工事現場に施工体制台帳が整備され、施工体系図が掲示されているか。 ・下請金額が500万円以上の場合、下請業者は建設業の許可を受けているか。(請負金額が800万円以上が対象) ・下請金額、期間、内容が妥当か。 ・設計工事費内訳、及び請負代金内訳書の金額との整合。一括下請でないか。 ・請負金額、一次下請、二次下請を問わず、施工体系図、下請契約書または注文書の写しが提出されているか。 <p>⑤ 工事カルテ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額500万円以上の工事については、「受注時」「変更時」「完成時」「訂正時」の各時点で、財団法人日本建設情報総合センターへの登録がなされているか。 <p>⑥ 公共土木施設データベース化処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の電子化処理業務認定処理機関への登録費用支払い後、各機関が発行する受付証明書の写しが提出されているか。 <p>(財)大分県建設技術センター (土木建築部所管工事) 大分県土地改良事業団体連合会(農林水産部所管の農業農村整備工事) (社)大分県治山林道協会 (農林水産部所管の森林土木工事) (社)大分県漁港協会 (農林水産部所管の漁港整備工事)</p> ・内訳金額は妥当か。
	工事監督状況	<p>① 施工体制の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制の点検要領に基づき、施工体制点検票が整理されているか。 ・建設業法に抵触する行為が報告されたことがあるか。 ・低入札価格調査対象工事の場合、施工現場の調査への協力がなされているか。 <p>② 工事監督報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人との工事打合せ事項。 ・現場代理人への指示、連絡事項。 ・安全協議会等からの報告事項。 <p>③ 施工プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工プロセスのチェックリストが整理されているか。

事項	項目	内容
設計書	工事中止	・中止理由、期間。
	指示・承諾・協議書	・変更に至る経緯。 ・変更指示と変更内容の整合。
請負契約関係	契約に係る提出書類	<p>① 現場代理人及び主任技術者選任(変更)通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が4,000万円以上の場合、主任技術者の専任。 ・下請総金額が4,500万円以上の場合、監理技術者の設置。 ・監理技術者資格証の写し、有効期限の確認。 <p>② 下請計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が4,000万円以上の場合、下請計画書の提出。 ・下請総金額が4,000万円以上の場合、受注者は特定建設業の許可を受けているか。 <p>③ 建設業退職共済制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証紙の購入枚数、購入日が適切か。 ・証紙が適切に配布され管理されているか。(下請業者を含む)受払簿にて確認。 <p>④ 施工体制台帳・施工体系図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請契約を行った工事については下請金額に関係なく施工体制台帳が作成され、その写しが提出がされているか。 ・工事現場に施工体制台帳が整備され、施工体系図が掲示されているか。 ・下請金額が500万円以上の場合、下請業者は建設業の許可を受けているか。(請負金額が800万円以上が対象) ・下請金額、期間、内容が妥当か。 ・設計工事費内訳、及び請負代金内訳書の金額との整合。一括下請でないか。 ・請負金額、一次下請、二次下請を問わず、施工体系図、下請契約書または注文書の写しが提出されているか。 <p>⑤ 工事カルテ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負金額500万円以上の工事については、「受注時」「変更時」「完成時」「訂正時」の各時点で、財団法人日本建設情報総合センターへの登録がなされているか。 <p>⑥ 公共土木施設データベース化処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の電子化処理業務認定処理機関への登録費用支払い後、各機関が発行する受付証明書の写しが提出されているか。 <p>(財)大分県建設技術センター (土木建築部所管工事) 大分県土地改良事業団体連合会(農林水産部所管の農業農村整備工事) (社)大分県治山林道協会 (農林水産部所管の森林土木工事) (社)大分県漁港協会 (農林水産部所管の漁港整備工事)</p> ・内訳金額は妥当か。
	工事監督状況	<p>① 施工体制の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制の点検要領に基づき、施工体制点検票が整理されているか。 ・建設業法に抵触する行為が報告されたことがあるか。 ・低入札価格調査対象工事の場合、施工現場の調査への協力がなされているか。 <p>② 工事監督報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人との工事打合せ事項。 ・現場代理人への指示、連絡事項。 ・安全協議会等からの報告事項。 <p>③ 施工プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工プロセスのチェックリストが整理されているか。

現行【R4.10】

改訂【R5.10】

事項	項目	内容
工事目的物に係る検査	施工計画書 (変更計画書)	<p>① 提出時期等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負契約後、工事着手前に提出されているか。 ・ 低入札価格調査対象工事の場合、施工計画の内容のヒアリングが行われているか。 ・ 施工計画の内容に変更が生じた場合に、その都度当該工事に着手する前に変更計画書が提出されているか。 ・ 指示・承諾・協議書により提出・受理されているか。 <p>② 計画工程表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク、バーチャート等で記載され管理しているか。 ・ 変更(変更指示も含む)ごとにネットワーク等の修正がなされているか。 <p>③ 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の安全訓練計画が具体的に明記されているか。 (日時、場所、内容、講師)。 <p>④ 指定機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書で指定された排出ガス対策型、低騒音型、低振動型等の建設機械が使用台数とも明記されているか。 <p>⑤ 主要資材</p> <p>⑥ 施工方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場条件を反映し適切な施工方法が具体的に記載されているか。 ・ 必要に応じて工種毎の作業フロー図を記載する。 ・ 河川、砂防土工における掘削区間割、順序。 ・ 重要構造物のコンクリート打設割、順序。 ・ 現道の切回し等の施工区間割、順序 ・ 工事箇所作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、障害物等)について調査した結果の記載。 ・ 主要な工種の施工時期と自然環境(台風の時期等)関連の記載。 ・ 施工上の留意事項、施工方法の要点、制約条件、基準点、地下埋設物等の障害物の防護方法の記載。 ・ 制約条件及び埋設物・障害物の防護を円滑に行うための関係機関との協議調整事項の記載。 <p>⑦ 仮設備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算。 ・ 仮設建物、材料、機械等の仮置場。 ・ プラント等の機械設備 ・ 運搬路、仮排水、仮設電力。 ・ 工事標識、保安施設、防護施設。 ・ 現場事務所、仮設物設置等の位置図。 <p>⑧ 施工管理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理の試験項目、頻度。 ・ 出来形管理の測定項目、測定箇所、規格値。 ・ 写真管理の撮影項目、箇所、方向(特に不可視部分の管理方法)。 ・ 写真撮影計画(撮影箇所を表に明示)。 <p>⑨ 段階確認計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立会、段階確認の時期等が明記されているか。 ・ 低入札価格調査対象工事の場合、監督員が行う段階確認等に際して、事前に社内で確認し、資料が提出されているか。 <p>⑩ 交通管理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通整理員の配置、標識及び安全施設の設置場所等の平面図又は概略図。 <p>⑪ 環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業損失防止対策(家屋調査、水位観測等)。

事項	項目	内容
工事目的物に係る検査	施工計画書 (変更計画書)	<p>① 提出時期等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負契約後、工事着手前に提出されているか。 ・ 低入札価格調査対象工事の場合、施工計画の内容のヒアリングが行われているか。 ・ 施工計画の内容に変更が生じた場合に、その都度当該工事に着手する前に変更計画書が提出されているか。 ・ 指示・承諾・協議書により提出・受理されているか。 <p>② 計画工程表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク、バーチャート等で記載され管理しているか。 ・ 変更(変更指示も含む)ごとにネットワーク等の修正がなされているか。 <p>③ 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の安全訓練計画が具体的に明記されているか。 (日時、場所、内容、講師)。 <p>④ 指定機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書で指定された排出ガス対策型、低騒音型、低振動型等の建設機械が使用台数とも明記されているか。 <p>⑤ 施工方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場条件を反映し適切な施工方法が具体的に記載されているか。 ・ 必要に応じて工種毎の作業フロー図を記載する。 ・ 河川、砂防土工における掘削区間割、順序。 ・ 重要構造物のコンクリート打設割、順序。 ・ 現道の切回し等の施工区間割、順序 ・ 工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、障害物等)について調査した結果の記載。 ・ 主要な工種の施工時期と自然環境(台風の時期等)関連の記載。 ・ 施工上の留意事項、施工方法の要点、制約条件、基準点、地下埋設物等の障害物の防護方法の記載。 ・ 制約条件及び埋設物・障害物の防護を円滑に行うための関係機関との協議調整事項の記載。 <p>⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算。 ・ 仮設建物、材料、機械等の仮置場。 ・ プラント等の機械設備 ・ 運搬路、仮排水、仮設電力。 ・ 工事標識、保安施設、防護施設。 ・ 現場事務所、仮設物設置等の位置図。 <p>⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理の試験項目、頻度。 ・ 出来形管理の測定項目、測定箇所、規格値。 ・ 写真管理の撮影項目、箇所、方向(特に不可視部分の管理方法)。 ・ 写真撮影計画(撮影箇所を表に明示)。 <p>⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立会、段階確認の時期等が明記されているか。 ・ 低入札価格調査対象工事の場合、監督員が行う段階確認等に際して、事前に社内で確認し、資料が提出されているか。 <p>⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通整理員の配置、標識及び安全施設の設置場所等の平面図又は概略図。 <p>⑩</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業損失防止対策(家屋調査、水位観測等)。

現行【R4.10】

改訂【R5.10】

事項	項目	内容
工事目的物に係る検査	施工計画書(変更計画書)	⑫ 再生資源利用(促進)計画表 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂、砕石、アスファルト混合物の搬入量が一定規模以上の場合、再生資源利用計画書が作成され、再生資源の利用に努めているか。 ・建設副産物の搬出量が一定規模以上の場合、再生資源利用促進計画書が作成され、再生利用に努めているか。 ・土砂の搬入元、搬出先の位置図
	着工前測量成果簿及び出来形確認	① 基準点 <ul style="list-style-type: none"> ・基準三角点及び設計図書に明示された基準点の位置、座標の確認。 ・本工事で基準にしたトラバー点の位置及び座標の確認。 ② 水準点 <ul style="list-style-type: none"> ・基準となる水準点の位置、高さの確認。 ・本工事に使用した仮BMの位置、高さ、保存状況。 ・水準測量の閉合差、$+10\sqrt{S}$mm以内。 ③ 構造物及び中心線(法線)位置の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・構造物、中心線(法線)の位置を実測。重要な位置は2点トラバース点から確認。 ・構造物及び中心線(法線)の座標の実測値と設計値の誤差± 50mm以内。 ④ 構造物及び中心線の計画高さ確認 <ul style="list-style-type: none"> ・構造物、中心線の縦断並びに横断方向の実測値と設計値の誤差確認。
	工事写真	① 工事写真は次の事項で整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・着工前及び完成写真(既済部分写真等を含む)。 ・施工状況写真。 ・安全管理写真。 ・使用材料写真。 ・品質管理写真。 ・出来形管理写真。 ・災害写真。 ・その他(指定建設機械、公害、環境、補償、施工体系図の掲示等)。 ② 工事全体の流れがわかるように整理されているか。工事毎に工事過程(着手前、施工状況、出来形管理、完成等)を把握する。 ③ 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書で記載された写真撮影計画どおりに写真管理がなされているか。 ・不可視となる出来形部分については、出来形寸法を出来形管理図と確認する。 ・品質管理写真では、製品に刻印された製品管理番号とミルシートを確認する。 ④ 電子媒体による場合 <ul style="list-style-type: none"> ・大分県電子納品運用ガイドライン【大分県土木建築部〔工事編〕】あるいは【大分県農林水産部〔工事編〕】を参考にし、属性情報等が管理されているか。 ・記録形式はJPEGか。 ・非圧縮～圧縮率は1/8までか。 ・有効画素数は100万画素以上か。 ・写真ファイルの編集については、原則認めないが、回転、パノラマ、つなぎ写真、補足説明のための文字等の追加等以外に画像編集を一切行ってないか。 ・上記以外に画像編集を行っている場合は、監督員の承諾を得ているか。
建設副産物	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画時の再生資源利用(促進)計画書に対する実績の確認及び工事登録証明書(紙)が提出されているか確認する。 ・路体、路床以外の盛土または埋戻部に流用していないか。 ・他工事の盛土に流用していないか。 ・マニフェスト原本により産業廃棄物の適正処理及び設計数量とマニフェスト数量の確認。 ・運搬委託の場合、業の許可の確認。 ・産業廃棄物収集運搬車への表示等の確認。 ・建設リサイクル届出の確認(請負金額500万円以上の建築物以外の解体工事又は新築工事等) ・設計計上されていない、製品梱包材等を含む産業廃棄物の処理状況の確認。 	

事項	項目	内容
工事目的物に係る検査	施工計画書(変更計画書)	⑪ <ul style="list-style-type: none"> ・土砂、砕石、アスファルト混合物の搬入量が一定規模以上の場合、再生資源利用計画書が作成され、再生資源の利用に努めているか。 ・建設副産物の搬出量が一定規模以上の場合、再生資源利用促進計画書が作成され、再生利用に努めているか。 ・土砂の搬入元、搬出先の位置図
	着工前測量成果簿及び出来形確認	① 基準点 <ul style="list-style-type: none"> ・基準三角点及び設計図書に明示された基準点の位置、座標の確認。 ・本工事で基準にしたトラバー点の位置及び座標の確認。 ② 水準点 <ul style="list-style-type: none"> ・基準となる水準点の位置、高さの確認。 ・本工事に使用した仮BMの位置、高さ、保存状況。 ・水準測量の閉合差、$+10\sqrt{S}$mm以内。 ③ 構造物及び中心線(法線)位置の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・構造物、中心線(法線)の位置を実測。重要な位置は2点トラバース点から確認。 ・構造物及び中心線(法線)の座標の実測値と設計値の誤差± 50mm以内。 ④ 構造物及び中心線の計画高さ確認 <ul style="list-style-type: none"> ・構造物、中心線の縦断並びに横断方向の実測値と設計値の誤差確認。
	工事写真	① 工事写真は次の事項で整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・着工前及び完成写真(既済部分写真等を含む)。 ・施工状況写真。 ・安全管理写真。 ・使用材料写真。 ・品質管理写真。 ・出来形管理写真。 ・災害写真。 ・その他(指定建設機械、公害、環境、補償、施工体系図の掲示等)。 ② 工事全体の流れがわかるように整理されているか。工事毎に工事過程(着手前、施工状況、出来形管理、完成等)を把握する。 ③ 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書で記載された写真撮影計画どおりに写真管理がなされているか。 ・不可視となる出来形部分については、出来形寸法を出来形管理図と確認する。 ・品質管理写真では、製品に刻印された製品管理番号とミルシートを確認する。 ④ 電子媒体による場合 <ul style="list-style-type: none"> ・大分県電子納品運用ガイドライン【大分県土木建築部〔工事編〕】あるいは【大分県農林水産部〔工事編〕】を参考にし、属性情報等が管理されているか。 ・記録形式はJPEGか。 ・非圧縮～圧縮率は1/8までか。 ・有効画素数は100万画素以上か。 ・写真ファイルの編集については、原則認めないが、回転、パノラマ、つなぎ写真、補足説明のための文字等の追加等以外に画像編集を一切行ってないか。 ・上記以外に画像編集を行っている場合は、監督員の承諾を得ているか。
建設副産物	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画時の再生資源利用(促進)計画書に対する実績の確認及び工事登録証明書(紙)が提出されているか確認する。 ・路体、路床以外の盛土または埋戻部に流用していないか。 ・他工事の盛土に流用していないか。 ・マニフェスト原本により産業廃棄物の適正処理及び設計数量とマニフェスト数量の確認。 ・運搬委託の場合、業の許可の確認。 ・産業廃棄物収集運搬車への表示等の確認。 ・建設リサイクル届出の確認(請負金額500万円以上の建築物以外の解体工事又は新築工事等) ・設計計上されていない、製品梱包材等を含む産業廃棄物の処理状況の確認。 	

伐根による伐採材積推定表

(2-1) S43.4 計画係

スギ (日田・玖珠地方)				スギ (日田・玖珠を除く地方)				ヒノキ			
伐根直径	胸高直径	樹高	単木材積	伐根直径	胸高直径	樹高	単木材積	伐根直径	胸高直径	樹高	単木材積
6				6				6			
7	4	8	0.0076	7	4	5	0.0048	7	4	4	0.0039
8				8				8			
9	6	9	0.0176	9	6	6	0.0119	9	6	5	0.0099
10				10				10			
11				11				11			
12	8	10	0.033	12	8	7	0.023	12	8	6	0.020
13				13				13			
14	10	11	0.053	14	10	9	0.044	14	10	8	0.039
15				15				15			
16	12	12	0.081	16	12	10	0.068	16			
17				17				17	12	9	0.061
18				18				18			
19	14	13	0.115	19	14	11	0.098	19	14	10	0.089
20				20				20			
21	16	14	0.157	21	16	12	0.135	21			
22				22				22	16	11	0.125
23	18	15	0.207	23	18	13	0.181	23			
24				24				24	18	12	0.167
25				25				25			
26	20	16	0.267	26	20	14	0.235	26			
27				27				27	20	13	0.219
28	22	17	0.336	28	22	15	0.298	28			
29				29				29	22	14	0.279
30	24	18	0.415	30	24	16	0.370	30			
31				31				31			
32				32				32	24	14	0.326
33	26	19	0.505	33	26	17	0.453	33			
34				34				34	26	15	0.402
35	28	20	0.606	35	28	18	0.547	35			
36				36				36			
37	30	21	0.719	37	30	19	0.653	37	28	16	0.489
38				38				38			
39				39				39	30	17	0.587
40	32	21	0.807	40	32	20	0.770	40			
41				41				41			
42	34	22	0.941	42	34	20	0.859	42	32	18	0.696
43				43				43			
44	36	23	1.089	44	36	21	0.998	44	34	18	0.776
45				45				45			
46	38	23	1.200	46	38	22	1.150	46			
47				47				47	36	19	0.906
48				48				48			
49	40	24	1.371	49	40	22	1.261	49	38	20	1.050
50				50				50			
51	42	25	1.557	51	42	23	1.437	51			
52				52				52	40	20	1.151
53	44	25	1.693	53	44	24	1.628	53			
54				54				54	42	21	1.317
55				55				55			
56	46	26	1.905	56	46	24	1.764	56			
57				57				57	44	21	1.433
58	48	26	2.075	58	48	25	1.980	58			
59				59				59	46	22	1.622
60	50	27	2.295	60	50	25	2.131	60			
61				61				61			
62				62				62	48	22	1.751
63	52	27	2.463	63	52	26	2.375	63			
64				64				64	50	23	1.967
65	54	28	2.730	65	54	26	2.542	65			
66				66				66			
67	56	29	3.014	67	56	27	2.814	67	52	23	2.111
68				68				68			
69				69				69	54	24	2.354
70	58	29	3.211	70	58	27	2.998	70			
71				71				71			
72	60	30	3.526	72	60	28	3.300	72	56	24	2.513
73				73				73			
74	62	30	3.749	74	62	28	3.500	74	58	25	2.784
75				75				75			
76				76				76			
77	64	31	4.087	77	64	29	3.833	77	60	25	2.959
78				78				78			
79	66	31	4.320	79	66	29	4.052	79	62	25	3.139
80				80				80			
81	68	31	4.559	81	68	30	4.417	81			
82				82				82	64	26	3.451
83	70	32	4.952	83	70	30	4.654	83			
84				84				84	66	26	3.648
85				85				85			
86	72	32	5.209	86	72	30	4.896	86			
87				87				87	68	26	3.849
88	74	32	5.472	88	74	30	5.143				

【削除】

現行【R4.10】

改訂【R5.10】

伐根による伐採材積推定表

(2-2)

S43.4 計画係

マ ツ				ク ス ギ				ザ ツ			
伐根直径	胸高直径	樹高	単木材積	伐根直径	胸高直径	樹高	単木材積	伐根直径	胸高直径	樹高	単木材積
6				6				5			
7				7	4	5	0.0042	6	4	4	0.0033
8	4	4	0.0038	8				7			
9				9	6	6	0.0105	8			
10	6	5	0.0088	10				9	6	5	0.0086
11				11				10			
12	8	7	0.022	12	8	7	0.021	11	8	6	0.018
13				13				12			
14	10	8	0.038	14	10	8	0.036	13			
15				15				14	10	7	0.031
16	12	9	0.060	16	12	9	0.056	15			
17				17				16	12	8	0.049
18	14	11	0.097	18	14	9	0.073	17			
19				19				18			
20	16	12	0.134	20				19	14	9	0.073
21				21	16	10	0.104	20			
22				22				21	16	9	0.092
23	18	13	0.180	23	18	11	0.141	22			
24				24				23			
25	20	14	0.233	25	20	11	0.170	24	18	10	0.127
26				26				25			
27	22	15	0.296	27				26	20	10	0.154
28				28	22	12	0.221	27			
29	24	16	0.369	29				28			
30				30	24	13	0.281	29	22	11	0.201
31	26	16	0.427	31				30			
32				32	26	13	0.324	31	24	12	0.258
33				33				32			
34	28	17	0.517	34				33			
35				35	28	14	0.400	34	26	12	0.297
36	30	18	0.619	36				35			
37				37	30	14	0.452	36	28	13	0.369
38				38				37			
39	32	19	0.733	39	32	15	0.546	38	30	13	0.417
40				40				39			
41	34	19	0.818	41	34	15	0.608	40			
42				42				41	32	13	0.468
43	36	20	0.953	43				42			
44				44	36	15	0.657	43	34	14	0.564
45	38	21	1.101	45				44			
46				46	38	16	0.793	45			
47	40	21	1.208	47				46	36	14	0.624
48				48	40	16	0.868	47			
49	42	22	1.380	49				48	38	15	0.739
50				50				49			
51	44	22	1.502	51	42	16	0.946	50			
52				52				51	40	15	0.809
53	46	23	1.688	53	44	16	1.026	52			
54				54				53	42	15	0.882
55	48	23	1.835	55	46	17	1.186	54			
56				56				55			
57	50	24	2.058	57	48	17	1.279	56	44	16	1.026
58				58				57			
59	52	24	2.209	59	50	17	1.374	58	46	16	1.111
60				60				59			
61	54	24	2.366					60			
62								61	48	16	1.197
63	56	25	2.628					62			
64								63	50	17	1.374
65	58	25	2.801					64			
66								65	52	17	1.473
67	60	25	2.985					66			
68								67			
69	62	25	3.163					68	54	17	1.574
70								69			
71	64	26	3.397					70	56	17	1.679
72								71			
73	66	26	3.675					72			
74								73	58	18	1.900
75	68	26	3.880					74			
76								75	60	18	2.017
77	70	26	4.090					76			
78								77			
79	72	27	4.462					78	62	18	2.137
80								79			
81	74	27	4.689					80	64	18	2.260
82								81			
83	76	27	4.922					82			
84								83	66	19	2.531
85								84			
86	78	27	5.174					85	68	19	2.668
87								86			
88	80	27	5.426					87			
								88	70	19	2.808

【削除】

現行【R4.10】

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業		その他（左以外の22業種）		
	土木工事業 建築工事業 管工事業 造園工事業	鋼構造工事業 舗装工事業 電気工事業			
建設業の許可制度	許可の種類	特 定	一 般	特 定	一 般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	4,000万円（注1）以上	4,000万円（注1）未満	4,000万円（注1）以上は契約できない。	4,000万円以上 4,000万円未満 4,000万円以上は契約できない。
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	技術者の専任義務	請負金額 3,500万円以上（注2）以上 ※公共性のある工事で、下請工事についても該当する。			
	監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講の必要性	政令で定める重要な建設工事の場合に必要	不 要	政令で定める重要な建設工事の場合に必要	不 要

注1) 建築一式工事の場合は6,000万円。

注2) 建築一式工事の場合は7,000万円。

改訂【R5.10】

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業		その他（左以外の22業種）		
	土木工事業 建築工事業 管工事業 造園工事業	鋼構造工事業 舗装工事業 電気工事業			
建設業の許可制度	許可の種類	特 定	一 般	特 定	一 般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	4,500万円（注1）以上	4,500万円（注1）未満	4,500万円（注1）以上は契約できない。	4,500万円以上 4,500万円未満 4,500万円以上は契約できない。
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	技術者の専任義務	請負金額 4,000万円以上（注2）（注3）以上 ※公共性のある工事で、下請工事についても該当する。			
	監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講の必要性	政令で定める重要な建設工事の場合に必要	不 要	政令で定める重要な建設工事の場合に必要	不 要

注1) 建築一式工事の場合は7,000万円。 ※令和5年1月に建設業法施行令が改正され、金額が変更。

注2) 建築一式工事の場合は8,000万円。 ※令和5年1月に建設業法施行令が改正され、金額が変更。

注3) 元請けの管理技術者に関し、一定の要件を満たす補佐を置く場合は、2現場まで兼任することが出来る。（※令和2年建設業法施行令）

注4) 一定の要件を満たせば、元請けの主任技術者が下請けの主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことが出来る。

（下請代金の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事のみ）（※令和2年10月建設業法施行令）

【内容については、大分県土木建築企画課最新文書を確認すること。】

現行【R4.10】

公的試験機関での品質管理

- (注)1. 公的試験機関とは、原則として(公財)大分県建設技術センターとする。
ただし、(公財)大分県建設技術センター以外の試験機関((公財)大分県建設技術センターを補完する試験機関)での試験実施が適当であると監督員が判断した場合はこの限りでは無い。
- 品質管理上の重要構造物とは、PC桁(工場製作は除き、間詰・横桁は含む)、鋼橋のRC床版、RC橋、井筒、水門、樋門等、共同溝、橋台、橋脚、擁壁(高さ5m以上)、本堤・副堤(砂防工事)、その他これらに類するもの及び設計図書等に示す構造物とする。
 - 土質及び新材骨材関係試験書の有効期限は、公的試験機関試験書発行の日付より1年間とする
再生骨材関係試験書の有効期限は、公的試験機関試験書発行の日付より半年とする。
 - 試験は工事施工箇所毎に実施しなければならないが、公的試験機関(原則として(公財)大分県建設技術センター)において試験を実施した有効期限内の試験書により監督員が品質の適合を確認すれば、工事施工箇所毎の試験を省略できる。
 - アスファルト混合物事前審査制度で認定された耐流動性混合物、ポーラスアスファルト混合物、グースアスファルト混合物については認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表の写しを監督員に提出することにより、工事施工箇所毎のホイールトラッキング試験を省略することができる
ホイールトラッキング試験を施工前にプラントで実施することにより、舗設現場における同試験を省略することができる
*耐流動性混合物の種類は大分県アスファルト混合物事前審査要領の別表-1を参照
 - アスファルト量抽出粒度分析試験等の基本的な考え方は下記のとおりとする
 - 「公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける試験項目一覧表」を参照のこと

基本的な考え方

舗装面積	出来形管理(厚さ確認)コア採取	左記の内、アスファルト量抽出粒度分析試験	公的試験機関での試験	厚さ確認方法
400m ² 未満	1	1	×	・管理写真 ・現地確認
400m ² 以上 3,000m ² 未満	3	3	○	
3,000m ² 以上 4,000m ² 未満	4			
4,000m ² 以上 5,000m ² 未満	5			
5,000m ² 以上 6,000m ² 未満	6	6	○	・管理写真 ・現地確認 ・残りのコアでの厚さ確認
6,000m ² 以上 7,000m ² 未満	7			
7,000m ² 以上 8,000m ² 未満	8			
8,000m ² 以上 9,000m ² 未満	9			
9,000m ² 以上 10,000m ² 未満	10	10	○	
10,000m ² 以上	11			

※ 検査時迄に、公的試験機関での分析試験が困難な場合は、公的試験回数と別に1程度自主管理試験を実施すること(監督員との協議が必要)

改訂【R5.10】

【削除】